

(採卵鶏鶏舎)



ケージに登って柱、梁のすす払い



餌とい、水といの清掃



梁の鶏ふんをマエガキ等で除去



ケージ下の鶏ふん除去作業



高床式鶏舎
1階から梁の鶏ふんをマエガキで除去

3 鶏舎等の消毒



動噴による消毒液散布



床面の石灰乳塗布



人力による消石灰散布



ブロードキャスターによる消石灰散布



ライムソアによる消石灰散布



消毒薬の散布



使用した重機の消毒

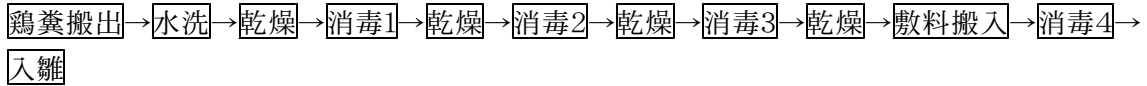


消石灰散布後の鶏舎内

(参考) 通常の鶏舎消毒

鶏舎（ブロイラー）消毒プログラム

<鶏舎内（空舎期間）>



水洗（1～4日）

- ・天井、壁、床の順番で水洗する。
- ・前進し、有機物を集めながら水洗する。
- ・洗剤液を用いると効果が向上する。
- ・排水は最小限に留め、汚物の拡散に留意する必要がある。水压を高くする程、使用する水量は少なくなる。

乾燥（1日～）

- ・特に水洗後は一昼夜以上放置し、完全に乾燥させる。乾燥が不十分だと微細な隙間に水と病原体が残存し、消毒薬が届かなかつたり、消毒薬が希釈されて効果が減弱するため。
- ・乾燥にかかる時間は季節により異なり、冬期が長くなる。
- ・ホルムアルデヒド燻蒸の場合はある程度湿っているほうが、ガスが水に溶けて殺菌効果が上がる。

消毒（1日）

- ・原則として3～4回行う。
- ・消毒は乾燥を間に入れながら複数回行うことで、段階的に消毒効果を上げる。一回の消毒で目的とする病原体を全て殺滅できるわけではない。
- ・異なる系統の消毒薬を組み合わせることで抗菌スペクトラムを広げる。商品名が異なっても系統は同じ可能性がある。使用している消毒薬の系統が不明な場合は販売業者に確認する。
- ・表示されている濃度、散布量を守る。
- ・天井、壁、床はもとより、構造物（柱、柵等）の陰になっている場所も重点的に散布する。
- ・設定された空舎期間が短く、3～4回の消毒が行えない場合は、消毒回数を減らす代わりに水洗を徹底し、十分に乾燥させ、最低でも2回消毒を行い、抗菌スペクトラムの異なる消毒薬を組み合わせる。
- ・消毒と同時に撤去した器具の洗浄・消毒・乾燥及び給水配管の清掃・消毒（次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素等）を行う。
- ・安全確保のため合羽、ゴーグル、マスク、手袋、及び長靴を着用して作業する。

1回目

- ・目的：水洗後1回目の消毒で、追加の洗浄も兼ねた消毒。
- ・消毒場所：天井・壁・床全体。
- ・使用薬剤：逆性石鹼（界面活性剤は油分を落とす効果があり、洗浄の効果もあるため）。
- ・備考：逆性石鹼を噴霧ではなく発泡消毒にすると殺菌力が上がる。
(サルモネラ等に対する殺菌力が向上する)

2回目

- ・目的：消毒1とは異なる系統の消毒薬を用い、抗菌域を広げる。
- ・消毒場所：天井・壁・床全体。
- ・使用薬剤：コクシジウム対策としてオルソ剤を用いたり、広い抗菌スペクトラムを得るためにヨード系や塩素系を用いる。
- ・備考：逆性石鹼とオルソ剤の組み合わせだけでは一部のウイルス（例：伝染性ファブリキウス囊病ウイルスやマレック病ウイルス）や細菌（例：サルモネラ菌）には効果が低いことを留意する。

3回目

- ・目的：床・壁面消毒の仕上げ及び消毒場所の平滑化。
- ・消毒場所：床・壁。
- ・使用薬剤：25%石灰乳
- ・備考：石灰乳は強アルカリによる消毒作用があり、また、床や壁面を塗り込めることで物理的にも病原体の残存を防ぐ事ができる。

4回目

- ・目的：敷料搬入後の最終的な追加消毒。
- ・消毒場所：敷料・空間。
- ・使用薬剤：ヨード剤やアルデヒド剤の噴霧、もしくはホルムアルデヒド燻蒸や煙霧専用除菌剤による煙霧消毒を行う。

<鶏舎周囲>

- ・目的：土壌表面の消毒及び鶏舎内侵入物（人、野生動物）や野鳥の糞に対する待ち受け消毒。
- ・消毒場所：鶏舎および農場周囲（幅2m以上）と農場内の車両通路。
- ・使用薬剤：消石灰を0.5～1.0kg/m²散布する。
- ・備考：消石灰（粉末）は土壌や大気中の水分が加わることで強アルカリ性になり、消毒効果を発揮する。乾燥した物質に消石灰を散布しても即時の消毒効果は得られない。
また、水分が加わった後に乾燥することで中性の炭酸カルシウムに変化するため、消石灰が乾固した場合、または降雨で消石灰が流出した場合等、石灰帯にムラが出た場合は改めて散布する。

<踏み込み消毒槽>

- ・目的：人（長靴）による家きん舎への病原体持ち込み防止及び家きん舎間の感染拡大の防止。
- ・使用薬剤：現在消毒薬の効能・効果に踏み込み消毒槽への使用可能と明記されているのは塩素系複合製剤、両性石けん及びオルソ剤のみであるが、10%石灰乳を用いることもある。消石灰（粉末）は踏み込み消毒には使用しないこと。
- ・消毒方法
 - ① 洗浄槽（水）と消毒槽を各家きん舎出入口に設置する。
 - ② 衛生管理区域用長靴で洗浄槽（槽ではなく流水でも可）に入り、ブラシで汚れを落とす。
 - ③ 消毒槽に数秒浸かり、さらにブラシをかける。
 - ④ 1日の作業の後には長靴を洗浄・消毒する。消毒槽、もしくは家きん舎内長靴保管箱に消毒薬を入れ、長靴を漬け込むと消毒効果が上がる。
- ・備考：薬液は3～4日で交換する。汚れている場合は即時交換する。蓋を設置すると薬液の効果が持続する。衛生管理区域用長靴の消毒が終了したら家きん舎用長靴に履き替えることで、より確実に病原体の持ち込みを防止できる。履き替えるときは衛生管理区域用と家きん舎用の長靴の足跡が交わらないように線引きをしたり、スノコ等を設置する。

コクシジウム対策としてオルソ剤を用いるが、オルソ剤がコクシジウムを殺滅するには数十分～数時間かかるため、長靴を数秒～数十秒漬けこむだけでは消毒できない。消毒槽でコクシジウムを洗い落とすことが目的となる。

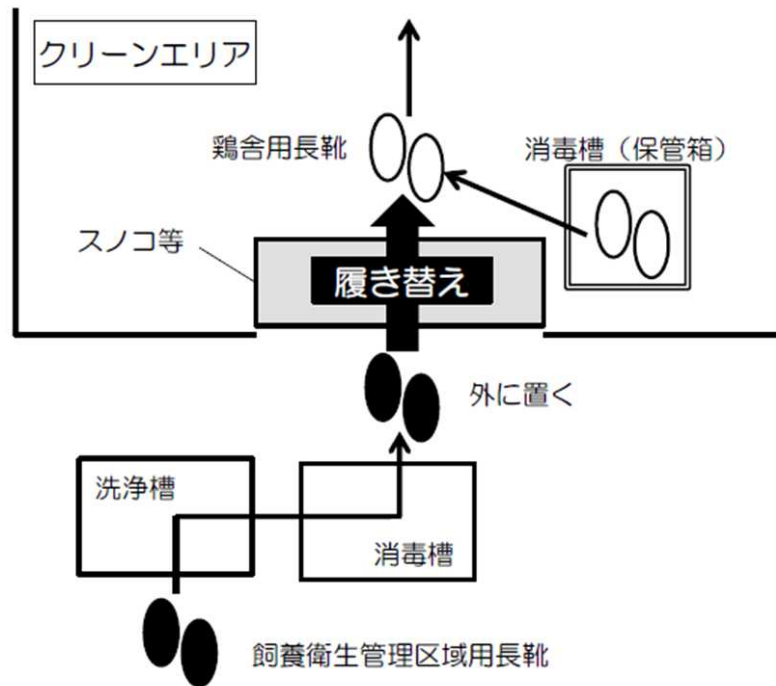


図4 踏み込み消毒及び長靴の履き替え例

<車両消毒>

- ・ 目的：外部からの病原体侵入防止および外部への病原体拡散防止。
- ・ 使用薬剤：消毒の標的とする病原体、車体への腐食性を考慮した消毒薬を選択する。4%炭酸ソーダも使用可能。
- ・ 消毒方法：農場内にはいる車両はタイヤ周りを中心に、車両全体を消毒する。一般車両は原則として飼養衛生管理区域には入場させない。
- ・ 備考：効能・効果に車両消毒可能と明記している消毒薬はない。一般的に塩素系消毒薬、酸性消毒薬は金属に対する腐食性が強い。

表19 畜産現場に用いられている市販消毒薬の分類

系 統		製 品 名
アルデヒド		エクスカット25%SFL、グルタクリーン、グルタ-Z、グルタプラス、ヘルミン25、ヘルミン-G (全て劇物)
逆性石けん		アストップ、アストップ200、パコマ、パコマ200、パコマL、アリバンド、クリアキル100、クリアキル200、クリアキルドライ、獣医用オスバン、クリンジャーム、クリンエール、クリンエール200、サニスカット、デスマック、パンパックス100、パンパックス200、ベストシール、動物用ベタセプト、モルホナイド10、モルホナイド20、ロンテクト
両性石けん		キーエリアA、動物用ネオラック、パステン、パステンCMX、パステンコンツ
ヨード系		バイオシッド30、クリンナップA、ポリアップ16、ファインホール、マストクリーンD
塩素系	塩素イソシアヌル酸	クレンテ、スミクロール
複合製剤	次亜塩素酸系	アンテックビルコンS
	オルソノール系	エイトール、オーチストン、シーピーピー、コックトーン、ペルパン、ワンショット、ゼクトン、動物用タナベゾール、トライキル

医薬品医療機器要覧(2012)より抜粋

第17 埋却地の管理

埋却地の管理は、周辺農地や地域住民の生活環境に影響がないように、適正に行うことが求められており、埋却地の所有者・利用者と県・市町村が連携しながら、対策を講じるものとする。

1 埋却地の管理責任(管理主体)

(1) 民有地

家畜伝染病予防法第21条では、まん延防止という公益上の必要から、埋却は家畜の所有者が行うものとされているため、原則として埋却した家きんの所有者が管理を行う。

(2) 公有地

国、県、市町村の公有地に埋却した場合、基本的には埋却した農家が管理を行う。ただし、公有地の一体的な管理の観点から、行政機関が管理することが適当な場合は、農家はその実費を負担することとし、国・県は、農家が負担する経費に対して予算の範囲内で支援を行う。

2 環境対策

埋却後、埋却地からの異臭、地下水への影響、陥没など環境への悪化が懸念されるため、臭気や水質等の専門家からなる有識者会議を設置するなどして、環境保全のために専門的な見地からの検討を進め、定期的な埋却地の現地調査や周辺地域の水質調査など、継続的な監視を行う。

このうち水質調査については、埋却場所を中心に半径500mの範囲内で、地形や地下水の流れ、井戸の利水状況などを考慮し、調査地点（調査井戸）を選定する。検査項目は、一般飲料水項目（10項目）・電気伝導度・カルシウムイオン・硫酸イオンの13項目であり、季節的な変動を考慮し、原則として3か月に1回測定を実施する。

なお、影響が確認された場合には、県と市町村が協議し、適切な措置を講じる。

3 発掘禁止期間内の管理

家畜伝染病予防法では、埋却地は3年間の発掘禁止となっているため、この間、それぞれの埋却地の管理主体が草刈りなどの保全管理を適正に行っていく。

第18 制限の対象外(例外協議)

制限区域内の農場では、生きた家きん、家きん卵（GPセンター等で既に食用に処理されたものを除く）、家きんの死体、敷料、飼料、排泄物、家きん飼養器具等が移動の制限対象となるが、動物衛生課との協議により、これらの移動が条件付きで一部可能となる。

また、疫学関連家きんとして法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止した農場についても、同様に動物衛生課との協議により移動が一部条件付きで可能となる。

制限区域内の例外協議の運用は現地対策本部の例外協議班が行うが、疫学関連家きん飼養農場の例外協議運用は現地対策本部の疫学関連調査班が行うものとする。

[家きんの出荷]

1 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷することができる。ただし、移動制限区域外の食鳥処理場には出荷できない。

- (1) 当該農場について、発生状況確認検査（146ページ）により陰性が確認されていること。
- (2) 出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査により陰性と確認された家きんと同一の家きん舎であること。

① 実施する遺伝子検査

ア 検査対象

出荷する家きん舎ごとに5羽を対象とし、うち3羽を死亡家きんとする。なお、死亡家きんについては明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。

同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。

イ 検査材料

気管スワブ及びクロアカスワブを検体として採材する。

② 家きんの移動時の措置

ア 食鳥処理をする当日に移動させる。

イ 移動前に、臨床上に農場の家きんに異状がないか確認する。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。

オ 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に進入しない。

カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

③ 食鳥処理場の再開

ア 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の食鳥処理場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

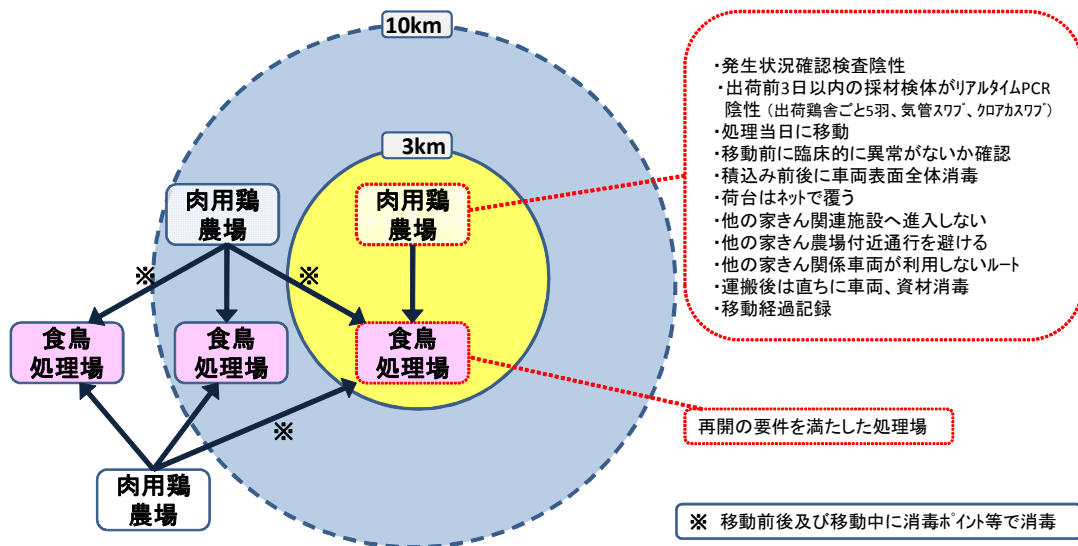
なお、食鳥処理場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

- (ア) 車両消毒設備が整備されていること。
- (イ) 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
- (ウ) 定期的に清掃及び消毒をしていること。
- (エ) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- (オ) イの事項を遵守する体制が整備されていること。

イ 再開後の遵守事項

- (ア) 作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- (イ) 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- (ウ) 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- (エ) 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
- (オ) 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理をすること。
- (カ) 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成29年法律第70号）に基づき、食鳥処理をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- (キ) 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- (ク) 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。
- (ケ) 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

家きんの食鳥処理場への出荷



[家きん卵の出荷]

2 移動制限区域内の家きん卵(種卵を除く。)のGPセンターへの出荷

次①②の検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵(種卵を除く。)は、動物衛生課と協議の上、事業を再開した移動制限区域内のGPセンター又は移動制限区域外にあるGPセンターに出荷することができる。なお、運搬車両については、消毒ポイント等において十分に消毒すること。

また、制限区域内の家きん卵(種卵を除く。)のGPセンターを経由しない直売所等での販売については、動物衛生課と協議の上、販売前に家きん卵を洗浄・消毒することにより、GPセンターとみなすものとする。

- ① 臨床検査
- ② 遺伝子検査及び血清抗体検査

ア 検査対象

出荷する家きん舎ごとに5羽を対象とし、うち3羽を死亡家きんとする。なお、死亡家きんについては明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。なお、血液については、家きん舎ごとに生きた5羽を対象とするるとともに、血清抗体検査の結果は、発生状況確認検査の結果とみなすことができる。

イ 検査材料

気管スワブ及びクロアカスワブ及び血液を検体として採材する。

- ③ GPセンターの再開

ア 再開の要件

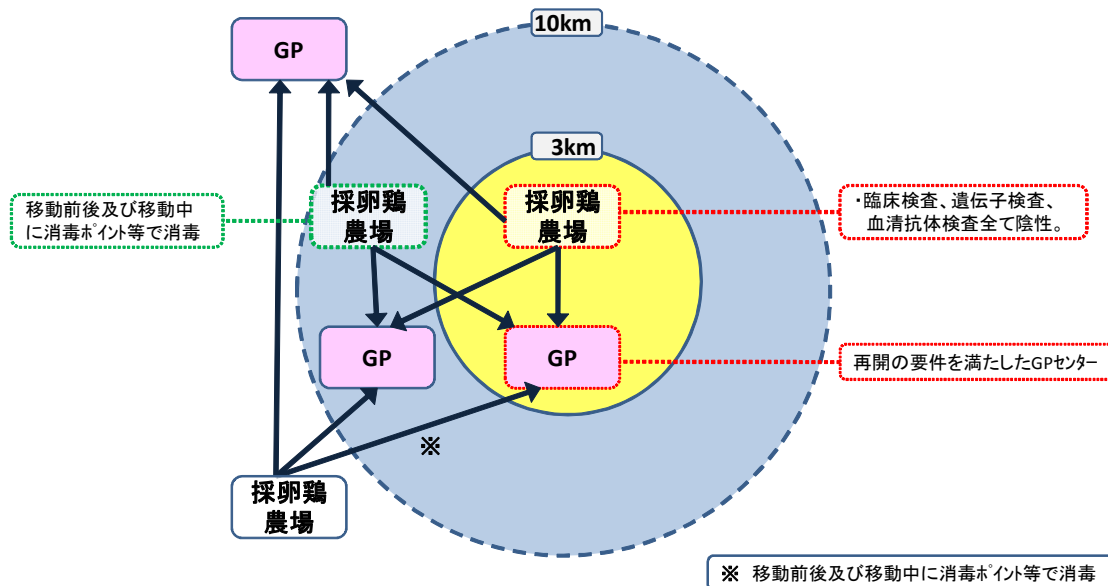
次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のGPセンターは、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

- (ア) 車両消毒設備が整備されていること。
- (イ) 原卵と製品が接触しない構造になっていること。
- (ウ) 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。
- (エ) 定期的に清掃及び消毒をしていること。
- (オ) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- (カ) イの事項を遵守する体制が整備されていること。

イ 再開後の遵守事項

- (ア) 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- (イ) 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。
- (ウ) GPセンターの関係者が当該GPセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- (エ) トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- (オ) 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。
- (カ) 家きん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

家きん卵(種卵を除く)のGPセンターへの出荷



[種卵及びひなの出荷]

3 移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設(家畜保健衛生所等)への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷

① 臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷することができる。なお、運搬車両については、消毒ポイント等において十分に消毒すること。

ア 移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 再開要件を満たし事業を再開したこと。

(イ) 移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな（ふ化後72時間以内のひなのことをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。

a 当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。

b ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとで区管理されていること。

c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。

(a) 臨床検査

(b) 当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う下記の簡易検査

i 死ごもり卵を中心に25検体を採材すること。

ii 5検体を1プールとして、5プール検体の検査を実施すること。

iii 採材に当たっては、異常卵の増加等の臨床検査を確実にすること。

- イ 移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。
 - (ア) ふ卵場の再開の要件のいずれにも該当すること及び再開後の遵守事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。
 - (イ) アの(イ)に該当すること。
- ウ 移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 施設内で移動制限区域内から受け入れた種卵をふ化させないこと。
 - (イ) 施設の管理者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウィルスの不活化に適した処理方法が県対策本部によって把握されていること。
- ② ①の種卵から生まれた初生ひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。
 - ア 密閉車両を用いる。
 - イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 - オ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示すること。
 - カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - キ 移動経過を記録し、保管する。
- ③ ふ卵場の再開
 - ア 再開の要件
 - 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のふ卵場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。
 - (ア) 車両消毒設備が整備されていること。
 - (イ) 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。
 - (ウ) 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。
 - (エ) 定期的に清掃・消毒をしていること。
 - (オ) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
 - (カ) イの事項を遵守する体制が整備されていること。
 - イ 再開後の遵守事項
 - 再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。
 - (ア) 第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、ひなを出荷しないこと。
 - (イ) 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
 - (ウ) ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
 - (エ) ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。
 - (オ) コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
 - (カ) ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。

- (キ) 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻くん蒸等により消毒すること。
- (ク) 初生ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。
- (ケ) ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後、廃棄等により、適切に処理すること。
- (コ) 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

〔 孵卵場のヒナの出荷 〕

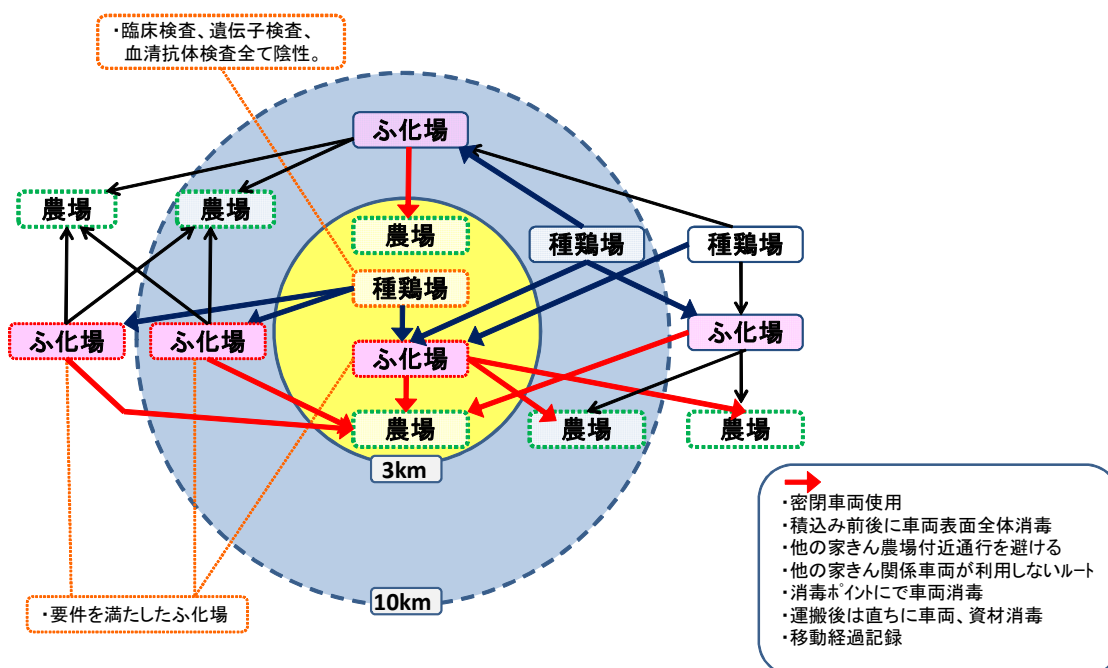
4 移動制限区域内のふ卵場の初生ひな(移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。)の出荷

事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷することができる。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

- ア 密閉車両を用いる。
- イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- オ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示すること。
- カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- キ 移動経過を記録し、保管する。

種卵のふ卵場への出荷・ひなの出荷



5 搬出制限区域内の家きん・家きん卵(種卵を含む。)・初生ひなの食鳥処理場・GPセンター・ふ卵場・農場・検査施設等への出荷

① 家きん

搬出制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域をいう。以下同じ。）外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

② 家きん卵（種卵を含む）

搬出制限区域内の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外のGPセンター又はふ卵場又は検査施設に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ 初生ひな

搬出制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。ただし、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近の通行避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録し、保管する。

6 制限区域外の家きん・家きん卵(種卵を含む。)・初生ひなの食鳥処理場・GPセンター・ふ卵場・農場・検査施設等への出荷

① 家きん

制限区域外の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

② 家きん卵（種卵を含む）

制限区域外の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のGPセンター又はふ卵場又は検査施設に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ 初生ひな

制限区域外のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

- ア 密閉車両を用いる。
- イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ウ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- オ 移動経過を記録し、保管する。

7 制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

- ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物等について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に処理施設等に移動することができる。
- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
 - ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
 - イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - エ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
 - オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - カ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ク 移動経過を記録し、保管する。
- ③ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ウ 焼却又は化製処理において、死体等の投入が完了した後直ちに、焼却施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。
- ④ 死体の一時保管のための施設（ストックポイント）

移動制限区域内に家きんの死体を処理する施設がないか、例外措置による移動によりウイルスがまん延する可能性がある場合、もしくは農場に死亡家きんの保冷ストック設備がない場合等には、死亡家きんを移動制限解除まで移動制限区域内に一時保管するために、ストックポイントを設置する場合がある。

この場合、設置場所の選定は、まん延防止と環境面に留意し、近くに家きん農家がなく、運搬車両等の取り回しが容易な場所で、かつ、電源（三相電源）や消毒に使用する水の確保等も考慮するものとし、市町村に依頼する。場所が決定したら、現地移動制限・消毒ポイント班の移動制限監視担当は、県本部資材班に連絡し、冷蔵コンテナの設置を依頼する。

なお、現地移動制限・消毒ポイント班は、資材班と連携して、ストックポイントに必要な資・機材（フォークリフト・動力噴霧機、必要に応じて鉄板、ブルーシート、コンテナハウス等）を準備する。

また、設置後の家きんの搬入は、へい獣処理業者が行うが、冷蔵コンテナの管理については、市町村に依頼する。

8 制限区域外の家きんの死体の処分のための移動

死亡家きんの焼却施設等が移動制限内に入った場合、制限区域外の農場の家きんの死体は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄りないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、187ページの7の③のアからウまでの措置を講ずる。

なお、運搬車両は、処理施設を出発した後、車両消毒ポイントで消毒し、他の農場での死体収集は行わず会社に直帰して、さらに十分な車両消毒を実施すること。

9 制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん、家きん卵等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

10 疫学関連家きん飼養農場における制限の対象外

疫学関連家きんの移動制限については、原則として患畜又は疑似患畜と接触後14日を経過した後に実施する検査（家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査）の結果が陰性となった場合、動物衛生課と協議の上、解除することができる。疫学関連家きん以外の移動制限については、動物衛生課と協議の上、対象物及び制限期間を決める。

11 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動を行っている農場又はふ卵場に、下記の①から③までのいずれかの異状が認められた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止する。当該禁止は、高病原性鳥インフルエンザによる症状でないことが明らかとなるまで、継続する。

- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ② 飼養家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合
- ③ 5羽以上の飼養家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまらずにうずくまっていることを確認した場合

12 制限の対象外措置のための協議

制限区域内における制限の対象外措置を実施する場合は、事前に県本部防疫対策班から動物衛生課に対し協議を行う（様式12 213ページ）。

動物衛生課から、協議に関する回答があった場合には、現地対策本部例外協議確認班へ連絡し、以下の手続きにより、移動を指示する。

① 移動のための申請

制限の対象となる家きん等を移動させようとする者（以下「申請者」という。）は、現地対策本部例外協議確認班へ、制限の対象外に関する移動申請書（様式13 214ページ）と合わせて、農場からの移動経路を示した地図を提出する。

② 家畜防疫員による確認

移動の申請を受けた現地対策本部例外協議確認班の家畜防疫員は、農場内の全ての家きんの異常の有無を確認した後、当該移動物品の保管状況等を確認し、異常がなければ、家きん等の移動指示書（様式14 215ページ）及び必要に応じ移動制限除外証明書（指針 様式8 220ページ）を農家へ交付し、指示書に示された方法により移動するように指示する。

③ 死亡家きん及び排せつ物等の移動

死亡家きんは、通常、専門の業者がレンダリング用の収集缶で集めるため、ウイング車等の密閉型車輛等を用いることが望ましいが、密閉型車輛等がない場合は収集缶の上部を不浸透性のシートで包み、鶏体が外部に露出しないように留意する。さらに、死亡家きんを目的地で下ろした後は、荷台や輸送容器を含め車両の消毒を行う。

家きん排せつ物等の移動は、運搬車に積載した後、ブルーシートを被せ散逸防止措置をとった上で実施する。移動先では、シートを敷き、その上に下ろし、さらに上からシートを被せる。

第19 食鳥処理場での発生時の対応

万一、食鳥処理場で鶏(ブロイラー)搬入後に本病が確認された場合は、当該食鳥処理場を中心とした半径1km以内の区域を移動制限区域として設定するとともに、出荷元の農場を中心として半径3km以内の区域を移動制限区域、10km以内の移動制限区域に外接する区域を搬出制限区域として設定する。

なお、出荷元農場が県外の場合は、直ちに動物衛生課及び出荷元農場が所在する県の畜産主務課へ、その旨を連絡する。

防疫対応は食鳥処理場のプラットホームと出荷元農場の2か所同時並行で実施することになるため、食鳥処理場における防疫は、処理場内に家保、食肉衛生検査所、保健所、市町村、処理場開設者等で構成する現地対策室を設け、現地対策本部と緊密に連絡を取りながら作業を分担して実施する。

食鳥処理場で異常鶏が確認された時点で、処理場への指示(家きんの懸鳥の中止、畜産関係者車両出入禁止、処理場の出入口の閉鎖、産業廃棄物缶の移動禁止等)は家保と食肉衛生検査所との事前協議に基づき、食肉衛生検査所が直ちに行う。

現地対策室は、当該鶏に関するあらゆる情報(出荷元、出荷羽数、処理状況、捕鳥車両、指導員、獣医師等の移動歴等)を収集し、現地対策本部に伝えるとともにその指示に従う。

1 防疫措置

当該農場の出荷鶏については、炭酸ガスで殺処分後、可能な限り出荷元農場に搬出し、農場の処分鶏と共に埋却する。

同一プラットホームに存在する他農場の出荷鶏についても、家伝法に基づき疑似患畜として殺処分するが、処分方法については、疑似患畜との接触の有無等を勘案し、動衛課と協議して決定する。

プラットホームに出荷された生鳥の処理が終了した後、処理場の洗浄・消毒については、原則として家畜保健衛生所は処理場内の生きた家きんが扱われる場所を、食肉衛生検査所はそれ以外の処理場内を中心に、両者が連携して実施し、家きん排泄物や羽毛等が十分に除去されるよう洗浄した上で、1回以上の消毒をもって食鳥処理場における防疫措置の完了とする。

当該食鳥処理場の再開は、防疫措置終了後、180ページに記載する制限の対象外で適用する再開条件に準じて行う。

なお、食鳥処理場を中心とする半径1kmの移動制限区域の解除は、防疫措置終了後21日を経過した後とし、移動制限区域の解除は、発生農場を中心とする制限区域の解除方法に準じる。

2 食鳥処理場での発生時の各関係機関の役割分担

万一、ブロイラーが食鳥処理場搬入後に本病が確認された場合には、食鳥処理場内に家保、食肉衛生検査所、保健所、処理場開設者等で構成する現場対策室を設け、現地対策本部の指示に従いながら、その後の防疫対応の作業分担を行う。

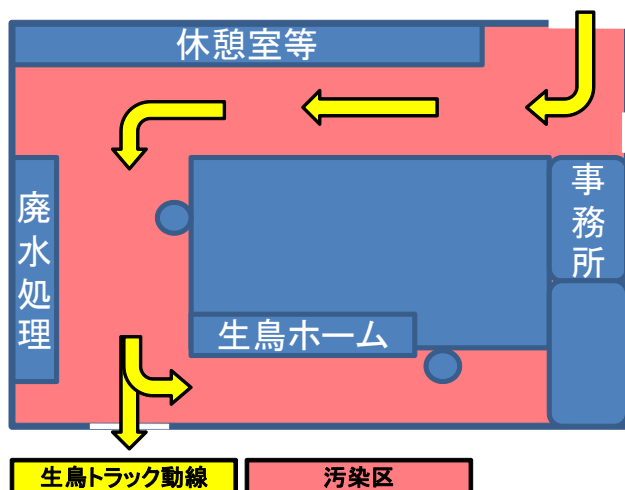
家保	食肉検査所	食鳥処理場	出荷農場	関係機関 (農林振興局、市町村、保健所)
<p>異常家きんの届出受理</p> <p>処理場へ指示</p> <p>食検への依頼</p> <p>農場へ指示</p> <p>病性鑑定班処理場及び農場へ出発</p>	<p>異常家きんの通報</p> <p>処理場へ指示</p> <p>場内の汚染区域・非汚染区域の設定</p> <p>処理場内に現場対策室の設置</p>	<p>異常家きんの通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供（農場、捕鳥業者） ・家きんの懸鳥中止 ・畜産関係車両出入り禁止 ・当該農場の捕鳥車両を特定及び消毒、農場立入禁止 ・処理場出入口の閉鎖 ・従業員衣類等の消毒、退場制限及び退場時の消毒徹底 ・羽毛等、廃棄物収集缶と野鳥の接触回避 ・生鳥ホーム鶏への野鳥接触回避 ・羽毛等廃棄物の移動禁止 ・懸鳥済当該農場鶏のチラー後区別管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての家きん移動自粛 ・農場出入口を1カ所に限定 ・人、物の入場制限 ・物の搬出禁止 ・外出時の消毒徹底 ・家保到着まで待機 	<p>家保からHPAI疑い事例の連絡</p> <p>振興局内に現地対策本部設置準備</p>
<p>病性鑑定班処理場における簡易検査：陽性</p> <p>処理場へ指示</p> <p>農場へ指示</p>	<p>処理場へ指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場見取図及び汚染区・非汚染区の情報提供 ・捕鳥車両及び捕鳥車の移動履歴確認、提出 ・管理獣医師、農場指導員の移動履歴確認、提出 ・生鳥、死体、排せつ物等、生鳥カゴ等の移動制限 ・部外者立入制限 ・場内汚染区域の緊急消毒 ・カット室、解体室従業員の帰宅時の車両、靴底消毒徹底 ・帰宅時は直帰し、入浴、着用衣類の消毒 ・7日間生きた家きんと接触禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・生鳥、死体、排せつ物等、生鳥カゴ等の移動制限 ・部外者立入制限 ・農場敷地の緊急消毒 ・飼養鶏の移動履歴確認、提出 ・農場出入り人及び車両等の移動履歴確認、提出 ・埋却予定地の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関へ検査結果の連絡

市町村へ連絡				・移動制限区域内の農場等について、家保と市町村との突合わせ
農場及び処理場へ防疫班派遣	家保との役割分担 ・殺処分 ・汚染物品の処分 ・消毒 等について協議	・処理場配置図等先遣資料作成 ・処理場と殺処分等について協議	・農場配置図等先遣資料作成 ・農場緊急消毒	殺処分鶏、汚染物品等の処分（埋却・レンダリング等）について、関係機関と協議
家保における簡易検査：陽性	検査結果連絡 指示内容継続実施	検査結果連絡 指示内容継続実施	検査結果連絡 指示内容継続実施	検査結果連絡 指示内容継続実施 消毒ポイントの設置準備
PCR検査：陽性	検査結果連絡	検査結果連絡 殺処分	検査結果連絡 農場の通行遮断 殺処分	検査結果連絡 移動制限区域内農場へ移動自粛要請 ・処理場を中心とした半径1km ・発生農場を中心とした半径3km

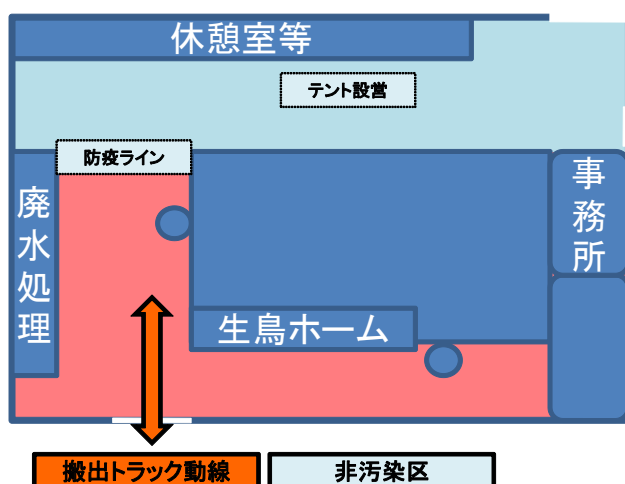
3 食鳥処理場敷地内における汚染区と非汚染区のゾーニング例

食鳥処理場で本病が確認された場合、処理場全体が汚染区域と考えられるため、場内の緊急消毒を実施することで、非汚染区域を確保し、その後の防疫措置を円滑に行うものとする。

【消毒前:ほぼ汚染区】



【消毒後:非汚染区確保】



第20 関係機関連絡先一覧表

関係機関(国、九州各県、主要関係団体)	電話番号	FAX
農林水産省消費・安全局 動物衛生課	03-3502-8292	03-3502-3385
九州農政局 消費安全部 安全管理課 九州農政局 宮崎地域センター	096-353-9138 0985-22-5803	096-211-9700 0985-22-3384
農研機構 動物衛生研究部門 農研機構 動物衛生研究部門 九州研究拠点	029-838-7713 099-268-2078	029-838-7907 099-268-3088
動物検疫所門司支所 動物検疫所門司支所 博多出張所 動物検疫所門司支所 鹿児島空港出張所	093-321-1116 092-262-5285 0995-43-9061	093-332-5858 092-262-5283 0995-43-9066
福岡県農林水産部畜産課 佐賀県生産振興部畜産課 長崎県農林部畜産課 熊本県農林水産部畜産課 大分県農林水産部畜産振興課 鹿児島県農政部畜産課 沖縄県農林水産部畜産課	092-643-3498 0952-25-7122 095-895-2955 096-333-2402 097-506-3678 099-286-3224 098-866-2269	092-643-3517 0952-25-7309 095-895-2593 096-381-7611 097-506-1762 099-286-5599 098-866-8411
(公社)宮崎県畜産協会 (一社)宮崎県養鶏協会 (一社)宮崎県獣医師会 宮崎県農業共済組合連合会 宮崎県農業協同組合中央会 宮崎県経済農業協同組合連合会 (一社)宮崎県配合飼料価格安定基金協会 宮崎県動物薬品器財協会 宮崎県トラック協会 南国興産(株) (有)松本畜産 宮崎県養鶏農業協同組合 みやざき地頭鶏事業協同組合	0985-24-9300 0985-29-4375 0985-24-7532 0985-27-4288 0985-31-2025 0985-31-2130 0985-52-2359 0986-23-6661 0985-53-6768 0986-53-1041 0983-33-4463 0985-53-5433 0985-77-5566	0985-24-3772 0985-29-5418 0985-24-5995 0985-23-9636 0985-31-5753 0985-31-5765 0985-52-6594 0986-23-7778 0985-53-2285 0986-53-1850 0983-33-4635 0985-54-0197 0985-77-5567

関係機関(国、九州各県、主要関係団体)	電話番号	FAX
宮崎中央農業協同組合	0985-47-3730	0985-47-4705
えびの市農業協同組合	0984-33-5747	0984-33-5752
延岡農業協同組合	0982-23-1893	0982-23-1861
日向農業協同組合	0982-52-6217	0982-53-2320
宮崎くみあいチキンフーズ(株)	0985-31-2348	0985-31-1013
日本ホワイトファーム(株)	0982-58-1111	0982-58-1465
(株)ウエルファムフーズ 霧島生産部	0986-74-2938	0986-74-2965
(株)児湯食鳥	0983-27-1165	0983-27-0976
宮崎サンフーズ(株)	0983-33-1151	0983-33-4535
エビス商事(株)	0986-39-4811	0986-39-4148
(株)ジャパンファーム	0994-78-2211	0994-78-2214
アミューズ(株)	0982-54-5181	0982-54-0140
(株)森孵卵場 南九州支店	0983-27-1177	0983-21-3017
(株)松野種鶏場	0986-52-2626	0986-52-0875
(株)山形種鶏場	0984-44-1600	0984-44-1601
(有)長友種鶏場	0982-58-0070	0982-58-0546
児湯養鶏農業協同組合	0983-33-2141	0983-33-1583
フュージョン(株)	0986-22-1760	0986-22-1724
(有)宮崎ポーター	0983-27-0568	0983-27-3048
(有)九州ファーム	0982-54-5181	0982-54-0140
(有)金鶏農場	0983-33-0135	0983-33-4583
(有)カワノファーム	0983-33-2072	0983-33-4220
(農)香川ランチ	0983-27-2005	0983-27-4630
井崎養鶏場	0983-33-0860	0983-33-0860
(株)日高ポーター	0983-23-3327	0983-23-0394
(株)霧島エッグ	0995-57-1197	0995-57-1675
(有)トダカ養鶏	0985-84-4816	0985-84-4823

各種樣式

様式1

家きん所有者への情報伝達に係る調査票

宮崎県農政水産部
家畜防疫対策課 防疫指導担当 宛て
FAX : 0985-26-7329

所 属：
担当者：

以下について、○で囲むか記入をお願いします。

1 県からの情報を家きんの所有者へ連絡しましたか。

全ての農家 一部の農家() 連絡していない

2 連絡した家きんの所有者戸数

対象農家戸数 鶏： 戸

連絡済農家戸数 鶏： 戸

3 家きんの所有者への連絡をどのように行いましたか。(複数回答可)

電話 FAX 防災無線 広報車 広報誌 訪問

農協等の団体を通じて その他()

4 家きんの所有者への連絡が終了した日時

月 日 時 分

5 その他特記事項

様式2（参考様式）

現地対策本部・現地テント設置ホワイトボード 記載例

【動員者数一覧】		国	県	市町村	NOSAI	経済連 ・JA	建設業 協会	その他	計
農場 内	家畜防疫員(獣医・畜産)								
	農場作業動員者								
	農場作業オペレーター								
埋却 地	埋却リーダー								
	埋却班員								
	埋却作業オペレーター								
テ ン ト	現地防疫対策班長・ 防疫調整係								
	動員サポート班員								
	健康調査班(PPE指導係)								
受 付 会 場	受付会場責任者								
	受付会場サポート班員								
	健康調査班長								
	健康調査班員								
計									

【搬入機材】	現場農場内	埋却地	現地テント	受付会場	計
動力噴霧器					
消毒薬タンク					
バルーンライト					
発電機					
バックホー					
フロントローダー					
フォークリフト					
運搬用トラック					
うがい水用タンク					
簡易トイレ					
簡易洗面台					
マイクロバス(ピストン輸送用)					
公用携帯・トランシーバー					
テント					

作業内容	開始時刻	終了時刻	作業内容	開始時刻	終了時刻
殺処分前農場消毒			死鳥埋却作業		
第1陣動員者受付会場受付			汚染物品埋却作業		
第1陣動員者現場農場入場			殺処分後農場消毒		
殺処分準備(ファン・給餌器等)			第2陣現場農場退場		
埋却溝試掘			第2陣受付会場退場		
埋却溝本掘			埋却班撤収		
殺処分(第〇鶏舎)			健康相談係撤収		
殺処分(第〇鶏舎)			サポート班撤収		
殺処分(第〇鶏舎)			家畜防疫員撤収		
第1陣現場農場退場					
第1陣受付会場退場					
第2陣動員者受付会場受付			※その他適宜追加		
第2陣動員者現場農場入場					

様式3

車両消毒確認書

車両No.		運転者	
場所： 1・2・3・4・5・6	場所： 1・2・3・4・5・6	場所： 1・2・3・4・5・6	場所： 1・2・3・4・5・6
時間： :	時間： :	時間： :	時間： :
場所： 1・2・3・4・5・6	場所： 1・2・3・4・5・6	場所： 1・2・3・4・5・6	場所： 1・2・3・4・5・6
時間： :	時間： :	時間： :	時間： :
場所： 1・2・3・4・5・6	場所： 1・2・3・4・5・6	場所： 1・2・3・4・5・6	場所： 1・2・3・4・5・6
時間： :	時間： :	時間： :	時間： :

注 記入方法

場所	〇〇市〇〇地区	1
	〇〇市〇〇地区	2
	〇〇市〇〇地区	3
	〇〇市〇〇地区	4
	〇〇市〇〇地区	5
	〇〇市〇〇地区	6

様式4

車両消毒台帳（消毒ポイント控え）

No.	月日	時間	車両 No.	会社名	運転 者名	車両 区分	通行許可車両		備考 (行き先、積荷等) どこから?どこまで?
							交付番号	回収番号	
	月日	:	—						→
	月日	:	—						→
	月日	:	—						→
	月日	:	—						→
	月日	:	—						→
	月日	:	—						→
	月日	:	—						→
	月日	:	—						→

注記入方法

車両区分

A :	飼料運搬車（家きん）
B :	飼料運搬車（その他）
C :	畜産関係車両（家きん）
D :	畜産関係車両（その他）
E :	一般車両
F :	制限の対象外車両

高病原性鳥インフルエンザ防疫作業事前調査票

年 月 日

第

農場 (農場)
調査者

埋却地 (確定 : センソリ ページ、未定)

農場 (自宅) TEL/FAX

携帯No.

使用可能携帯会社名 (DoCoMo AU SoftBank)

○ 飼養羽数・棟数・作業必要人数

飼養羽数 : 羽 日齢 : 齢 (kg) 家きん舎棟数 : 棟

初動防疫に必要な従事者数 : 人

○ 重機関係 (必要数)

ローダー (バケット0.9m³ : 台、0.5 : 台、0.3 : 台) (うち農場所所有 台)ボブキャット (バケット0.5m³ : 台、0.4 : 台、0.2 : 台) (うち農場所所有 台)フォークリフト (規格 2.5ト : 台、1.5 : 台、0.9 : 台) (うち農場所所有 台)ダンプカー 特装 (4 t : 台、2 t : 台) (うち農場所所有 台)

平型 (4 t : 台、2 t : 台) (うち農場所所有 台)

その他の車両 (台) (台)国交省照明車 台 投光器 台動力噴霧機・タンク : セット、 汲み上げホース付き : 台軽トラ・動噴セット : 台、 タンク : 台 (うち農場所所有 台)・資材関係 (必要数、家きん舎 : 1袋/20m²、)消毒 消石灰 袋/20kg、 袋/500kg、 パコマ 個/18L

○ 殺処分

炭酸ガス (500羽で1本) 本 フレコンバック (処分家きん用) 枚スノーホーン 個 フレコンバック (ゴミ回収用) 枚T字レンチ 本 フレコンバック (たい肥用) 枚ガス交換用スパナ 本 コンパネ 枚90Lペール 個 農業用ビニール 枚台車 台 ロープ 巻ゴミ袋 (枚) 300枚/箱 箱 ブルーシート (農場内用) 枚結束バンド 本 工具類 式

○ 特記事項 目隠しシート (要・不要)、通行止め (要・不要)

三角コーン (要・不要)、消毒薬埋却経路散水 (要・不要)

○ 評価

評価台帳 座版 ボールペン カメラ

○ 清掃・消毒

竹ぼうき 本 角スコップ 本 一輪車 台ヘラ 本 投光器 (ボンボリ) 台

○ 通信手段

無線機 台、 携帯電話 (社) 台、 携帯用充電器 台

○ 埋却

・重機関係 (必要数)

<input type="checkbox"/> バックホウ (バケツ	m ³)	台 (うち農場所	有 (バケツ	m ³)	台)
<input type="checkbox"/> 国交省照明車	台	<input type="checkbox"/> 投光機	台		

・埋却資材関係 (必要数)

<input type="checkbox"/> 埋却用ブルーシート (10m×10m)	枚	<input type="checkbox"/> 木杭	本
<input type="checkbox"/> ハンマー (どんちよ)	本	<input type="checkbox"/> ロープ	本
<input type="checkbox"/> 消石灰 500kg/袋	袋、	20kg/袋	袋

○その他 資材関係 (必要数)

<input type="checkbox"/> テント	張	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ	台	<input type="checkbox"/> 防疫服関係	人分
<input type="checkbox"/> くもり止め	個	<input type="checkbox"/> ロープ (6~12mm)	巻	<input type="checkbox"/> ゴミ袋	枚
<input type="checkbox"/> ガムテープ	個	<input type="checkbox"/> カッター	個	<input type="checkbox"/> マジック	本
<input type="checkbox"/> キッチンペーパー	巻	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー	巻	<input type="checkbox"/> ラッカー	本
<input type="checkbox"/> 踏み込み槽	個	<input type="checkbox"/> 10Lタンク (水)	個	<input type="checkbox"/> ホッカイロ	個
<input type="checkbox"/> 手指消毒薬	個	<input type="checkbox"/> ハンドスプレー	個	<input type="checkbox"/> 紙コップ	個
<input type="checkbox"/> うがい薬	個	<input type="checkbox"/> バケツ	個	<input type="checkbox"/> ハンドソープ	個
<input type="checkbox"/> サンダル	個	<input type="checkbox"/> 懐中電灯	台	<input type="checkbox"/> 発電機	台
<input type="checkbox"/> 石油ストーブ	台	<input type="checkbox"/> ガソリン缶 (20 L)	缶	<input type="checkbox"/> 灯油缶 (18 L)	缶

○ 畜舎の見取り図 (テント、目隠し設置場所、消毒用動噴設置場所、搬出口、給餌器・ファン等の操作盤の場所を明記)

給餌器・ファン等の操作盤のスイッチレイアウト・操作方法

様式6

けが、急病発生時報告書

報告年月日(年 月 日)

報告者()

所 属		氏 名	
発生日時	月	日(曜日)	時 分
場 所			
作業内容			
症 状			
重 症 度	軽度	中度	重度
処置内容			

1 物品調査票

1 調査年月日 平成 年 月 日, 時 分 ~ 時 分	
2 調査者(対応者:所属 ①家畜防疫員 所属 ②市町村職員 所属 ③畜産見識者 所属 ④()所属	氏名 氏名 氏名 氏名
3 評価内容(品名、規格、数量等) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	
4 備考 ・写真撮影:カメラNo	撮影者:

農場疫学調査票

調査年月日 年 月 日

聴取相手氏名:

家畜防疫員名:

1 農場に関する情報

生産者住所・氏名・連絡先

農場名及び所在地・連絡先

系列インテ名

鶏種 飼養羽数 日齢

鶏舎数 鶏舎構造【開放・ウインドレス・その他 ケージ・平飼・高床】

管理獣医師名・連絡先

従業員氏名(パート含む)及び勤務時期・海外渡航歴

系列農場の有無 系列農場名

生産者等の他農場訪問の有無・海外渡航歴

消毒設備状況(長靴・車輛)

給与水(殺菌有無)

排水

周辺状況(野生動物)

2 疫学関係聞き取り項目(病性等判定日の21日前から現在まで)

①家きんの導入

導入先/連絡先 導入月日 導入羽数

運送会社/連絡先 導入日齢 作業実施者

作業内容/場所・立入範囲

②家きんの出荷

出荷先/連絡先 出荷月日 出荷羽数

運送会社/連絡先 出荷日齢 作業実施者

作業内容/場所・立入範囲

③鶏卵の出荷

出荷先/連絡先 出荷月日 出荷個数

運送会社/連絡先 作業実施者

作業内容/場所・立入範囲

④飼料(補助飼料含む)

販売会社/連絡先 搬入月日

運送会社/連絡先 飼料名・量

作業内容/場所・立入範囲

⑤動物用医薬品

販売会社/連絡先 _____ 搬入月日 _____
運送会社/連絡先 _____ 薬品名 _____
作業内容/場所・立入範囲 _____

⑥敷料

販売会社/連絡先 _____ 搬入月日 _____
運送会社/連絡先 _____ 敷料名・量 _____
作業内容/場所・立入範囲 _____

⑦鶏糞

保管方法・処理方法 _____
搬出先/連絡先 _____ 搬出月日 _____
運送会社/連絡先 _____ 作業実施者 _____
作業内容/場所・立入範囲 _____

⑧死亡家きん

回収先/連絡先 _____ 回収月日 _____
運送会社/連絡先 _____ 回収羽数 _____
作業内容/場所・立入範囲 _____

⑨飼養管理資材(他農場との器具機材共有含む)

資材販売者/連絡先 _____ 搬入月日 _____
運送会社/連絡先 _____ 搬入資材 _____
作業内容/場所・立入範囲 _____

⑩立入者

	氏名・会社名(連絡先)	立入月日	立入理由(立入範囲)
<input type="checkbox"/> 獣医師			
<input type="checkbox"/> 農場指導員			
<input type="checkbox"/> 農協職員			
<input type="checkbox"/> 県市町村職員			
<input type="checkbox"/> 修理業者			
<input type="checkbox"/> 郵便局員			
<input type="checkbox"/> 宅配業者			
<input type="checkbox"/> 知人			
<input type="checkbox"/> 家族			
<input type="checkbox"/> その他			

備考

疫学関連家きん候補農場等 調査票

調査年月日 年 月 日 時

聴取相手氏名:

家畜防疫員名:

1 調査を実施する理由

- 家きん関係:①家きん導入⇒【 月 日】 ②家きん出荷⇒【 月 日】
- 立入関係 :①発生農場生産者(従業員) ②鶏卵出荷 ③飼料搬入 ④敷料搬入
 ⑤動物用医薬品搬入 ⑥鶏糞搬出 ⑦死亡家きん回収
 ⑧飼養管理資材搬入 ⑨その他()
 ⇒【 月 日】

2 農場に関する情報

- 生産者住所・氏名・連絡先
- 農場名及び所在地
- 系列インテ名
- 鶏種 飼養羽数 日齢
- 鶏舎数 鶏舎構造【 開放・ウインドレス・その他 ケージ・平飼・高床 】
- 従業員氏名(パート含む)及び勤務期間
- 系列農場の有無 農場名
 ⇒有の場合、飼養管理等の状況

3 発生農場との疫学関連有無の確認

(1)家きん関係について

- 患畜、疑似患畜(症状有)確認農場の病性等判定日前7日間内の直接の飼養管理者が、その後この農場を直接飼養管理(→疑似患畜)
- 患畜、疑似患畜と病性等判定日前7日間内に接触あり(→疑似患畜A)
- 患畜、疑似患畜(症状有)と病性等判定日前7日以前に接触あり、患畜となる恐れがあると防疫員が判断(理由:) (→疑似患畜B)
- 患畜、疑似患畜(症状有)と病性等判定日前8~21日間内に接触あり(疫学関連あり)
- 疑似患畜A又はBが飼養されていた(疫学関連あり)
 以上の⇒接触日: 接触場所等

(2)立入関係について

- 1の人、物、車両が発生農場立入(病性等判定日前21日以内)後7日以内に立入あり
 ⇒立入日: 立入範囲等:
 判定:衛生管理区域内立入有:人、物、車両の出入り時の消毒状況聴取
 状況: → 動物衛生課と協議
 判定:衛生管理区域内立入無:疫学関連なし
- 1の人、物、車両が発生農場立入後7日以内の立入なし・・・判定:疫学関連なし
 ⇒立入日: 立入範囲等:

※最終判定 ⇒ 疫学関連なし 疫学関連あり【
動物衛生課と協議 保留【

4 臨床症状

過去1週間の死亡羽数

日							
死亡羽数							

異常なし 異常あり【

※HPAIを疑う症状を示している場合は簡易検査を実施すること

5 検査 ※疫学関連ありの場合については、説明を行うこと

①患畜等と接触または人・物・車両の立入日から14日経過後に臨床検査及び簡易検査を実施する

接触または立入り： 月 日 ⇒ 検査予定日： 月 日

②検査日までは、当該家さんの移動を禁止する

③検査日までは、毎日当該家さんの臨床症状の観察を行い、死亡羽数(異常の有無)を家畜保健衛生所に報告する

農場見取り図

※鶏舎等必要な構造物を図示し、疫学関連調査の対象となった人、車両の動線を記入すること
 構造物の一例：鶏舎、車両消毒施設、死鳥保管施設、飼料タンク、管理棟、鶏卵保管施設、給水タンク、
 駐車場、倉庫、資材置き場、自宅 など

家きん移動制限の指示書

〇〇〇 ー 〇〇〇
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

〇〇家畜保健衛生所長

あなたが所有(管理)する家きんは、(発生市町村名)の発生農場との疫学関連により、高病原性鳥インフルエンザとなるおそれがあることから、家畜伝染病予防法第32条第1項の規定により、別途通知するまで下記のとおり移動の制限を行うことを指示します。

記

- 1 移動を制限する家畜の種類
鶏
- 2 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品(家きんの死体、敷料、家きん飼養器具 等)
- 3 移動を制限する区域
当該農場の外

家きん移動制限解除の通知書

〇〇〇 ー 〇〇〇
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

〇〇家畜保健衛生所長

あなたが所有(管理)する家きんは、高病原性鳥インフルエンザとなるおそれがなくなったことから、家畜伝染病予防法第32条第1項の規定により平成 年 月 日付け〇〇〇ー〇〇〇で指示された移動制限を下記のとおり解除することを通知します。

記

- 1 移動制限を解除する家畜の種類
鶏
- 2 移動制限を解除する物品
病原体をひろげるおそれのある物品(家きんの死体、敷料、家きん飼養器具等)

様式10 (※耐水紙印刷)

発生状況・清浄性確認検査用紙

年 月 日 担当者: _____

1 農場基本情報

農場番号		農場名	
農場所在地			
農場主氏名		農場主連絡先	
管理者氏名		管理者連絡先	

2 家きん飼養状況

総棟数	棟 (うち空舎 棟)			総飼養羽数	羽
業 態	採卵鶏	卵用種鶏	肉用鶏	肉用種鶏	その他()
家きん舎構造	開放	ウインドレス	その他()		
飼育形態	ケージ	平飼い	その他()		

※詳細

家きん舎 番号	羽数	日 齢	家きん舎 番号	羽数	日 齢
1	羽	日	5	羽	日
2	羽	日	6	羽	日
3	羽	日	7	羽	日
4	羽	日	8	羽	日

3 異常の有無

死亡羽数の増加 無し ・ 有り

※有りの場合、どの家きん舎で、いつごろから、何羽程度

異常家きん 無し ・ 有り

※有りの場合、どの家きん舎で、いつごろから、何羽程度

具体的症状 (嗜眠、沈鬱、顔の腫れ、奇声、咳、神経症状、産卵低下 等)

4 直近1週間の死亡家きんの状況(日付、家きん毎、羽数)、死亡家きんの保管羽数、保管状況

様式11 (※耐水紙印刷)

材 料 採 取 リ ス ト

農場番号		採材年月日	平成 年 月 日
農場名		採材者	

採材時の注意

- 1 気管スワブ及びクロアカスワブについては、家きん舎毎に5羽から採材(うち3羽は原因不明の死亡家きん・虚弱家きんを優先)する。
- 2 1羽につき1本の細綿棒で、気管、クロアカの順にスワブを採材し、5羽分(5本)を1本のPBSチューブにプールする。
- 3 血液は、家きん舎毎に生きた家きん5羽から採材する。
- 4 1羽ごとに採材した材料に○を付け、日齢および生死の別を記載する。

1 検体確認リスト

家きん舎 番号	スワブ		血 液		日 齢	備 考
	検体No.	気管・クロアカ	検体No.	採 血		
1	1	○				生 ・ 死
		○				生 ・ 死
		○				生 ・ 死
		○				生 ・ 死
		○				生 ・ 死
2	2	○				生 ・ 死
		○				生 ・ 死
		○				生 ・ 死
		○				生 ・ 死
		○				生 ・ 死
3	3	○				生 ・ 死
		○				生 ・ 死
		○				生 ・ 死
		○				生 ・ 死
		○				生 ・ 死

2 その他の確認事項

- NDワクチン接種日齢 _____ 日齢
- 家きん舎配置を図示し、採材地点を記入する。

様式12 移動制限区域の制限の対象外に関する協議書
(例) 移動制限区域内の家きんの死体等の移動

文 書 番 号
年 月 日

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長 殿

宮崎県農政水産部長

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域における家きんの死体の移動の制限の対象外に関する協議について

このことについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）第9の5の（7）に基づき、移動制限区域内の家きんの死体の移動について、病原体等の拡散防止措置の状況等を確認し、下記のとおり対象外措置をとることについて協議します。

記

1 協議内容

化製処理をすることを目的とした、化製処理施設への移動制限区域内の家きんの死体の移動

2 移動のための手順

- (1) 農場若しくは施設から所管の家畜保健衛生所長に対して、同指針に基づく制限の対象外の適用に関する申請書（様式13）を提出する。
- (2) 家畜防疫員は、農場の飼養家きんに臨床的な異状がないことを確認するとともに、農場の管理者に対し、死体の輸送に使用する運搬車両の衛生管理や移動前後における消毒の徹底を、別添指示書により指導する。
- (3) 家畜防疫員は、家きんの死体の輸送業者に対し、適正な輸送及び運搬車両の消毒ポイント等での消毒を十分に行うよう指導するとともに、化製処理業者に対し、家きんの死体の適正な化製処理及び処理を行った施設の消毒等について、別添指示書により指導する。

3 添付資料

- (1) 移動申請協議様式（農場 → 家畜保健衛生所長）
- (2) 指示書様式（家畜保健衛生所長 → 農場）

様式13 制限の対象外に関する移動申請書

(例) 移動制限区域内の家きんの死体等の移動

家きんの死体の移動申請書

年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

住 所

氏 名

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に係る制限の対象外措置により、家きんの死体を移動したいので、下記により申請します。

記

1 家きんの種類：

2 家きんの健康状態：健康

3 移動対象：

4 移動年月日： 年 月 日

5 移動経路：(農場住所 〇〇市〇〇町〇〇)

農場 → 市道 → 県道〇〇号線 → 国道〇〇号線 → 消毒ポイント〇
→ 市道 → 〇〇処理施設

6 その他：移動ルート of 地図を添付すること。

様式14 家きん等の移動指示書（表面）

（例）移動制限区域内の家きんの死体等の移動

〇〇〇（家きん、家きん卵等具体的に記入）移動指示書

平成 年 月 日

家畜防疫員 所属
氏名 印

平成 年 月 日付けで申請があった〇〇〇の移動について、次のとおり移動を指示します。

なお、移動に際しては、裏面の事項を遵守して下さい。

移動の対象	移動の事由	所有者又は管理者の住所氏名	移動許可願人の住所氏名
家きんの死体	化製処理を目的とした、搬出制限区域内の化製処理施設への移動制限区域内由来の家きんの死体の移動		

1 移動年月日：家きんの死体の移動を指示した日から移動制限期間が終了するまでの間。

（ただし、今後の状況に応じて、移動の指示を取り消すことがある）

2 経路：（農場住所 ）

農場 → 市道 → 県道〇〇号線 → 国道〇〇号線 → 消毒ポイント〇
→ 市道 → 〇〇処理施設

3 移動先に関する事項：

施設の住所（場所）及び名称

家きん等の移動指示書（裏面）

（例）移動制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

移動制限区域内の家きんの死体の移動に当たって留意すべき事項

- 1 家畜防疫員が飼養家きんに臨床的な異状がないことを確認すること。
- 2 運搬車両は、原則として、密閉車両又は密閉容器を用いること。なお、これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床面及び側面をシートで覆い、さらに運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずること。
また、積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。
- 3 運搬経路は移動指示書に記載したとおりとし、農場から搬出した家きんの死体は搬出先の〇〇〇へ直接搬入すること。（原則として、他の農場の近辺の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。）
- 4 移動時は、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、制限区域内の指定された消毒ポイント等で提示するとともに、車両消毒を行い、以下に消毒済の押印を受けること。
- 5 化製処理のための家きんの死体を目的地で降ろした際には、輸送先で車両及び資材を直ちに、かつ確実に消毒すること。
- 6 化製処理施設においては、運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずるとともに、死体等の投入完了後直ちに、施設の出入口から死体投入場所までの経路を消毒すること。

消毒済押印欄	消毒済押印欄	消毒済押印欄	消毒済押印欄
消毒済押印欄	消毒済押印欄	消毒済押印欄	消毒済押印欄

指針(様式3)

異常家きん等の届出を受けた際の報告

宮崎県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間: 年 月 日 時 分
- 2 届出者
氏 名: (職 業:)
住 所: (電話番号:)
- 3 異常家きん等の所在場所
住 所: (電話番号:)
農 場 名:
所有者氏名:
従業員数:
- 4 当該施設に関する情報
飼養家きんの用途:
肉用鶏 / 採卵鶏 / 種鶏(肉用・採卵用) / その他()
飼養形態:
ケージ飼い / 平飼い / その他()
飼養総羽数:
()羽
家きん舎数及びその構造:
総数:()舎
(うちウインドレス()舎、開放()舎、その他()舎)
- 5 届出事項
異状確認の日時、確認者:
異常家きんを確認した家きん舎(飼養羽数とその構造(複数舎ある場合は以下の項目をそれぞれ記入)):
異常家きんの羽数、週齢:
主な症状(稟告):
異常家きんの家きん舎内の分布状況:
既の実施済の検査の有無: 有 / 無
(「有」の場合その結果(実施者、検査キット名、検体数、陽性数等):)
過去 21 日間の平均死亡羽数と直近3日間程度の死亡羽数の推移(農場全体、家きん舎別):
- 6 既に講じた措置:
- 7 その他関連事項(疫学情報など):
- 8 届出者への指示事項:
- 9 届出受理者氏名:
- 10 処置
(1) 通報(時刻)
所長: 家畜防疫対策課:
(2) 現地調査
氏名: 出 発 時 刻:

異常家さんの症状等に関する報告

都道府県： 宮崎県
 家畜保健衛生所：
 担当：

1 現地調査(立入検査)
 平成 年 月 日 時

※ 以下の2, 3については、様式3で報告した内容から変更がある場合のみ記載

2 異常家さん等の通報

届出日時：
 届出者氏名：
 届出者住所：
 届出内容：

3 農場詳細

名称：
 住所：
 所有者：
 従業員数：
 飼養羽数：
 用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他()
 羽数： 羽
 家さん舎数：
 構造：開放、ウインドレス、その他()
 飼育形態：ケージ飼い、平飼い、その他()
 (※飼養羽数は用途ごと、家さん舎ごとに報告する。)

4 病歴、病状、病変の概要(通報から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家さんの家さん舎内の分布等を含む)

5 検査所見(家畜防疫員により確認されたもの)

(1) 異常家さん

異常家さん	種類：	週齢：	羽数： (うち死亡羽数： 羽)
備考(管理失宜、誘導換羽の有無等)			

(2) 死亡羽数の推移(家さん舎ごと)

日							
家さん舎番号							
農場全体							

(3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果(検査材料)

指針(様式4-2)

異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告

都道府県： 宮崎県

家畜保健衛生所：

担当：

1 疫学情報(判明次第追記すること。)

- (1) 飼養者が過去7日間に直接の飼養管理を行った他農場
- (2) 家きんの導入又は搬出(過去 21 日間)
- (3) 人・車両の出入り及び巡回範囲(過去 21 日間)
- (4) 家きん糞・堆肥の処理・搬出
- (5) 死亡家きんの処理・搬出
- (6) 種卵の搬出先(過去 21 日間)
- (7) その他

2 農場への指示事項

3 検査材料の採取(検体数)

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他()

4 その他参考となる情報

- (1) NDワクチン接種歴、NDワクチンの種類
- (2) 焼却場所、埋却地の確保状況
- (3) 周辺農場戸数、羽数(3km、10km)

5 今後の検査スケジュール

遺伝子検査(コンベンショナル及びリアルタイム PCR 検査)結果判明予定日時:

血清抗体検査結果判明予定日時:

ウイルス分離検査結果判明予定日時:

6 備考

指針（様式8）

移動制限除外証明書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

家畜防疫員 所 属 〇〇家畜保健衛生所
氏 名 〇〇 〇〇 印

あなたが所有する（管理する）下記の家きん等については、次の高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報： 〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された高病原性（低病原性）鳥インフルエンザ

記

1. 禁止又は制限の対象外となる家きん等：初生ひな / 飼料 / 敷料 / 排せつ物
その他（ ）
2. 家きん等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 家きん等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

（留意事項）

対象家きん等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両（初生ひな以外は密閉容器等による代替可）を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。